

1 議案名

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を
改正する規則について

2 提案理由

技能労務職員の給与に関する規則の一部が改正されることに伴い、所要の
整理を行う必要がある。

3 関係法令

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
技能労務職員の給与に関する規則

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案の概要

- 1 別表その2の表中及び備考の「職務の級」を「職務の等級」と改めることとした。

旧

調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	7,400円
3 級	8,500円
4 級	8,700円
5 級	9,600円

備考 職務の級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の級を示す。

新

調整基本額表

職務の等級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	7,400円
3 級	8,500円
4 級	8,700円
5 級	9,600円

備考 職務の等級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の等級を示す。

- 2 施行期日は、平成28年4月1日からとする。

条 例 等 立 案 表

<p>題名 徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育委員会教職員課</p>
	<p>担当者名 清 重 奈 美</p>
	<p>電話番号 三 一 二 六</p>
<p>制定理由 技能労務職員の給与に関する規則の一部が改正されることに伴い、所要の整理を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 技能労務職員の給与に関する規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。 二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考</p>
<p>関係法規 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号） 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年徳島県規則第 号）</p>	<p>備</p>

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十四年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表その2の表中「舞樂の舞」を「舞樂の舞臺」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

改 正 案	現 行								
<p>別表（第二条関係）</p> <p>その1 適用区分表 （略）</p> <p>その2 調整基本額表</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">職務の等級</td> <td style="text-align: center;">調整基本額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <p>備考 職務の等級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の等級を示す。</p>	職務の等級	調整基本額	（略）		<p>別表（第二条関係）</p> <p>その1 適用区分表 （略）</p> <p>その2 調整基本額表</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">職務の級</td> <td style="text-align: center;">調整基本額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <p>備考 職務の級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の級を示す。</p>	職務の級	調整基本額	（略）	
職務の等級	調整基本額								
（略）									
職務の級	調整基本額								
（略）									